

「出産後の就労継続をめぐる戦後女性教員史——育児休業要求運動と保育所設置運動を事例として」

日時： 2020年11月23日（月） 18:00～19:30
講師： 跡部 千慧氏（立教大学コミュニティ福祉学部助教）
会場： ZOOM ウェビナー

第81回ジェンダーセッションは、仕事と育児の両立について歴史的に研究している、跡部千慧助教に「出産後の就労継続をめぐる戦後女性教員史——育児休業要求運動と保育所設置運動を事例として」と題し、ZOOM ウェビナーを通してお話いただきました。

小学校教員は1969年以降、女性比率が5割を超えています。その背景には出産後も働き続けられる基盤、すなわち日本初の育児休業法で対象となった三つの職種の一つが女性教員だったという事情があります。そうした基盤は女性教員自身の労働運動によって勝ち取られたものだと言います。戦後の高度経済成長期、中高卒女性の雇用労働化と、高学歴女性の「主婦化」が進みましたが、そうした状況の中でも高学歴で就業を継続したのが女性教員でした。しかし、核家族化が進む中で、出産後も教員を続けるには子どもの預け先を確保するか、復帰が約束された休業制度を確立する必要性がありました。ところが、1950年代の産休代替法要求の運動化についてはほぼ異論がなかったのに対し、育児休業の必要性については日教組の中でも長い議論がなされたと言います。育児休業など虫が良いという意見や、保育所設置運動を停滞させるのではないかと反対意見などがあった一方、所謂「三歳児神話」の影響を受けたとみられる、女性の育児を推奨する意見や、女性の労働権の確保のためといった賛成意見がありました。熟議の末、女性が働き続ける権利としての労働権確立と労働力確保を掲げて育児休業の要求が運動化されました。その後、法制化には8年ほどかかりましたが、国際婦人年や人材不足等を背景にしつつ、1975年に女性教員、保育士、看護師の育児休業が法律で初めて認められることとなったのです。こうした成果に対しては、育児休業を女性だけに限定することは育児を女性に押し付けることとなるといった懸念の表明もあったものの、当時の政治情勢や社会世論を見ながら、運動のリーダーたちはその時、最善と思われる選択をしていったのではないかと跡部氏は述べました。

現代でも議論が盛んな育児休業について、大いに参考になる講演でした。講師からチャット機能で参加者にたびたび質問が投げかけられ、参加者から活発に書き込みがあり、双方向のやりとりが好評でした。素晴らしい講演をしてくださった跡部氏に深く感謝申し上げます。



(立教大学ジェンダーフォーラム事務局 横山美和)